

第 1 回検討会でいただいた御意見への対応方針について

論点ごとにいただいた主な御意見と対応方針

論点2

○いただいた御意見

- ・ 個人ばく露測定前の予備的な測定であったとしても、個人ばく露測定として、作業環境測定士による測定を義務付けるのか。
- ・ リスクの見積もり段階で、精度が求められていないものまで、個人ばく露測定ということになるのか。
- ・ 確認測定が必要か判断するための測定や、念のために測定をしたいという測定は、作業環境測定士による測定による測定でなくともよいのではないか。

○対応方針

- ・ 従来の作業環境測定は、管理区分を決定するため一定の測定精度が必要となる測定であるが、個人ばく露測定についても同様に、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等適切な事後措置を講ずるため一定の測定精度が求められる測定であることを、通達でお示しすることとしたい。

論点3、1

○いただいた御意見

- ・ 登録講習を受講していたとしても、必ずしも示している分析方法ができるとは限らないのではないか。（5号（有機溶剤）で登録している作業環境測定士は、分析を含めたら過補集はできないのではないか。）

○対応方針

- ・ サンプルング方法は作業環境測定士試験により、分析機器の取扱方法は登録講習を受講することにより、実施能力が担保されていると考える。

○いただいた御意見

- ・ IFVなどの測定方法をもっと広く学べるようにしてはどうか。

○対応方針

- ・ ご指摘を踏まえ、技術上の指針の内容について周知することを検討してまいりたい。

○いただいた御意見

- ・ 作業環境測定機関に分析を依頼する場合に、少なくともどこかの機関では分析がきちんとできるようにしてほしい。

○対応方針

- ・ 「濃度基準値設定物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧」にない測定物質の分析方法についても相談が可能な機関を分かりやすくお示しできるよう、日測協と相談して一覧表の見直しを検討してまいりたい。

論点4

○いただいた御意見

- ・ オキュペイショナルハイジニストが必ずしもデザイン・サンプルングができるとは限らないのではないか。
- ・ 作業環境測定士の資格を持っていないオキュペイショナルハイジニストもいるのではないか。

○対応方針

- ・ オキュペイショナルハイジニストは、デザイン・サンプルングができることが国際的な標準となっていると考えているが、日本におけるオキュペイショナルハイジニストについても同様と認識している。このため、令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめの提言に基づいて対応することとしたい。